

流域治水における地域ごとの水災に係る
危険(リスク)の評価と
その情報の責務(役割と法的責任)

2024年1月

水防法研究会

目次

1. 研究の目的と中間成果	1
1-1. 研究の背景と問題意識	1
1-2. 研究の目的	1
1-3. 研究の成果	3
2. 洪水・高潮の予測情報提供の現状	5
2-1. 水防法における水災時の予測情報提供の現状	5
2-2. 気象業務法における水災時の予測情報提供の現状	7
3. 水防法の洪水時における今後の情報提供(推論/考え)	9
4. 水防法と気象業務法における予測情報の違い	13
4-1. 予測情報の解析過程から見た法律の所掌	13
4-2. 共同発表における提供の運用と役割分担	17
5. 洪水・高潮の予測情報提供の本来のあるべき姿	20
用語の定義	23
参考資料:水防法(令和五年法律第三十七号による改正)	26

水防法研究会 名簿

共同座長	越智 繁雄	大成建設(株) (一財)河川情報センター 研究顧問
共同座長	野田 徹	清水建設(株) (一財)国土技術研究センター 理事
委員	関 克己	(公財)河川財団 理事長
	小俣 篤	(公財)河川財団 参事
	伊藤 和久	(一財)河川情報センター 審議役
	須見徹太郎	(一財)全国地質調査業協会連合会 専務理事
	川崎 将生	国土技術政策総合研究所 水環境研究官
	田中 敬也	(一財)国土技術研究センター 総括
事務局	岡安 徹也	(一財)国土技術研究センター 部長
オブザーバー	井上 堯	水政課企画専門官
	藤田 士郎	河川計画課河川情報企画室長
	外山 喜彦	河川計画課河川情報企画室企画専門官
	室永 武司	河川環境課河川保全企画室長
	長田 仁	河川環境課水防企画室長

(2022年11月発足時)

1. 研究の目的と成果

1-1. 研究の背景と問題意識

気候変動の影響により、これまでに例のない気象現象による水害の激甚化に向けた新たな取り組みが必要となっている。これまで、洪水・高潮に伴う水害への対応は河川法・海岸法に基づく堤防やダム等の治水施設の整備と管理による治水の安全性の確保と、水防法に基づく水防管理者である市町村による水災の警戒・防御、及びこれによる被害の軽減を目指した水防活動の両輪によって担われてきたといえる。

現在、こうした水害の激甚化に対応し、全国で流域治水の取り組みが展開されている。流域治水の枠組みは、従来の河川法に基づく河川管理施設の整備と管理による水害に対する安全性の確保、及び水防法に基づき水防管理者による水防活動にとどまらず、流域・地域の多様な主体が参画する総力戦としての取り組みにより進められている。

この流域治水を展開し水害被害の防止や被害の軽減を進めていくにあたって必要となる各主体の責務(役割と法的責任)に関して、従来から進めてきている河川法に基づく河川管理施設の整備、いわゆるハードによる対策の展開は、これまでの最高裁判決によって組み立てられた、河川管理責任の瑕疵に関する判断基準が明確なものとして存在する。〈参考1〉

一方で、流域での多様な主体による様々な対策が担う安全性の確保に関する責務(役割と法的責任)の関係は整理が不可欠である。特に、流域での対応においては、ある主体や地域がより安全になれば、この対応の影響を受ける主体が場合によっては、この対応によってむしろ安全度が低下するという利益相反ともいえる課題があり、これを解いていくための社会的な規範やルールを新たに構築していく必要がある。

さらに、従来の河川管理施設の管理にかかわる情報に加え、水害の発生時あるいは発生が予想される場合における水害のリスクにかかわる評価とその情報の提供は、“新たな公物管理”ともいえる性格を持っており、情報の信頼性に加えて、水害被害が発生した場合の情報とその提供に関する責務(役割と法的責任)の整理が合わせて必要となっている。とりわけ、水害時の避難に直結する情報は、その情報にかかわる主体や提供先やルートとともに、厳しい時間的制約の下で人命を守ることに直結する役割を有している。

なお、流域治水の取組を推進するために令和 4 年に改正された特定都市河川浸水被害対策法も本研究内容と関係するものであるが、特定都市河川浸水被害対策法の対象が国土交通大臣又は都道府県知事が指定する特定都市河川に限定されること、本研究が対象とする予測情報に関する責務(役割と法的責任)に直接関係する法律ではないことから、具体的な言及はおこなっていない。

1-2. 研究の目的

水防法研究会は、水災の防止軽減に向けた水防法に基づく情報、とりわけ水害の危険性が高まっている状況における情報の責務(役割と法的責任)について、気象業務法に基づく情報を含む、それぞれの法目的の下での位置づけとそれぞれの責務(役割と法的責任)の相違を明らかにし、水災時における地域での一層の水害の防止や軽減に資するための研究を行った。

1-3. 研究の成果

水害時における避難の判断やその内容に直結する河川管理施設や地域の安全性に関する情報は地域の資産を守るだけでなく、避難を通じて生命を守ることに直結し、地域の避難に関する責任を有する市町村長にとっても重要な情報となっている。

内閣府の総合科学イノベーション会議において実施された SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期においては、こうした目的の下で水害や高潮に関する情報の高度化を推進し地域に提供し実用化できる水準まで開発研究が進められた。

一方で、こうした河川の状況の観測や数値解析による予測を行い提供する場合には、すべからず気象業務法による許可が必要との考え方が示されている。

研究会ではこの考え方に対し、法律の制定の背景や目的、さらには法律で定められている水災に対応するための観測・評価された情報提供等の対応事項が、気象業務法とは明らかに異なる水防法の所掌の範囲において完結でき、気象業務法による許可なくして成り立つことを明らかにした。

これは、近年の鬼怒川の水害時において洪水により被害を受けた上総市等は、被災時においてそれほどの降雨がないにも関わらず上流域に降った降雨が河川を流下・合流して発生したものであり、気象業務法による自然物理現象を対象とした降雨に関する予報や警報が地域の水害に対する危険性とはつながらないものであったことから明らかである。

水防法に基づく河川の状況の観測や数値解析による予測は、地域の地形や河川での洪水が河道の状況に対応しての流下、ダムや堰さらには排水機場等との関係を考慮した河川工学をもとに観測・評価され、地域の水害に対する危険性そのものに関する情報として提供されることに十分留意する必要がある。

また、一般に水防法に基づき提供される地域ごとの水害の危険性に関する情報は、河川法に基づく河川管理の下で観測・評価された情報を、水防法に基づき地域の流域治水の活動に有効なものとして、その情報の持つ意味や役割、さらには精度等の情報の信頼性を合わせて提供されることが、利用にあって重要な要件となっていることに留意する必要がある。

なお、気象庁は気象業務法に基づく予測や予測の不備・不適合に伴う災害被害等があっても、責任を負う必要がないとの見解を一貫して示してきており、河川法に基づく河川管理者や水防法に基づく水防管理者が、それぞれの法及び国賠法に基づく責任を有していることと異なることにも留意しておく必要がある。

(1) 主な研究の成果

- ① 水防管理者の所掌(責務)は、水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした、災害の発生のおそれがある場合の“予想される水災の危険”の周知、すなわち地先の被害の程度(リスク)に直結する洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の(ハザードまたはリスク)予測情報の提供である。
- ② 上記の地先の被害の程度(リスク)に直結する予測情報は、河川や海岸管理者の協力のもと、地域の地形や河川や海岸の管理施設の立地や運用等を考慮した河川工学・海岸工学をもとに観測・評価されるものであり、河川法・海岸法の公物管理と水防法・特定都市河川法が一体となり運用することにより実施可能な予測情報である。

- ③ 水防法と気象業務法が提供する予測情報の共同発表は、各々の法目的を実施するために提供する全く別物の予測情報であり、水防法は河川・海岸工学を踏まえた公物管理と一体となった水災の危険に関する評価、気象業務法は自然物理現象の観測・評価という法的所掌分担を明確に区分しつつも、情報利用者に対する利便性に配慮し、発表のタイミングと方法を共同という仕組みにしたものである。(出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著第三章 予報及び警報、p54)
- ④ 共同発表における気象庁(气象台)の所掌(責務)は、災害の予防への“寄与”を目的とした気象予報、気象実況、水位実況に基づく、ダムの放水、河川の形状等の河川工学的な要素を加味しない雨量、流量、水位等の気象・水象(降雨・台風)の予測情報(災害予防に寄与する(ハザード)予測情報)の提供である。
- ⑤ 共同発表における水防管理者の所掌(責務)は、河川管理者(海岸管理者)の協力・指示のもと、水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした、洪水予報、水位の通知及び公表、避難の確保及び浸水の防止のための措置、水防警報の通知、「予想される水災の危険」の住民への周知等である。具体的には、地先の被害の程度(リスク)に直結する洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の(ハザードまたはリスク)予測情報の提供である。
- ⑥ 以上より、河川管理者・海岸管理者が、水防法に基づく責任のもと、洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の予測情報を解析し、水防法のもと、水防管理者が情報提供することが本来の姿であり、気象業務法に基づく許認可の対象となるものではない。

(2) 研究のアプローチ

まず初めに、水防法並びに気象業務法の水象にかかる予測情報の法律上の所掌や責任の現状について整理した上で、予測情報の解析の実務の違いや共同発表の位置付けを明らかにすることにより、気象業務法と水防法の適切な役割分担(責任区分)の本来あるべき姿をとりまとめた。

<参考 1>

(行政法研究からの指摘 -抜粋- 条解国家賠償法 編著 宇賀克也・小畑純子)

- 地形や土地利用などの流域特性をふまえ、生命、財産への重大な損害の発生が一定以上の確率で予見可能であったにもかかわらず、相当の期間内に災害危険情報の提供、避難対策、土地利用規制などのソフト面も含めた適切な回避措置がとられていなかったとすれば、河川管理者のみならず、関係部局の活動の総体としての「河川の安全性」が問題となり、職務上尽くすべき義務に違反したものとして国賠法 1 条に基づく責任が認められる可能性
- 防災情報の適切な提供についても営造物の設置管理と密接に関連する行為である以上危険管理責任の内容に含めて考えることが適切
- 河川管理者が水防に関する勧告・助言を適切に行わなかった不作为について河川管理の瑕疵を肯定できる
- 避難対策は、2 条に基づく責任を問題とすることによって生ずるもので、1 条と 2 条とが合体して初めて認められる独自の責任

<参考 2>

河川法

第一条(目的)

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条(河川管理の原則等)

河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

水防法

第一条(目的)

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

気象業務法

第一条(目的)

気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的

第二条(定義)

この法律において「気象」とは、大気(電離層を除く。)の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

2. 洪水・高潮の予測情報提供の現状

以下では、水防法、気象業務法における予測情報提供の目的、提供している予測情報項目、活用場面(責務)の現状(違い)を述べる。

2-1. 水防法における水災時の予測情報提供の現状

- 洪水・高潮の水災現象に対して、水防法で取り扱う予測情報と気象業務法で取り扱う予測情報は、情報提供の目的や提供する情報項目、提供される情報の活用場面(責務)が異なる。
- 水防法の水災時における情報提供は、水災を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的に提供するものである。
- 水防法の洪水・高潮時に提供する情報は、地先における①観測値、②予測値(ハザード情報)、③予想される水災の危険(リスク情報)、である
- 水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした水防活動を実施するためには、
 - ① 水防活動を実施するためには、「予想される水災の危険(リスク)」に直結する被害の程度を把握できるハザード情報やリスク情報が必要である。
 - ② 気象業務法に基づく気象予測情報は、水災の警戒・防御や被害軽減(水防活動)に寄与するハザード情報の一つではあるが、「予想される水災の危険(リスク)」に直結する情報ではない。
 - ③ 水防法に基づく洪水・高潮予測情報(ハザード予測、リスク予測)の提供は、雨量、水位、流量の外、ダム放水状況、河川の形状等の河川;海岸工学的な検討を加えた総合的な予測情報である。
 - ④ 水災の警戒・防御や被害軽減に役立つ洪水・高潮予測情報(ハザード予測、リスク予測)の提供は水防法の責務(役割と法的責任)であり、気象業務の責務(役割と法的責任)ではない。

水防法における予測情報の提供の現状を法令から整理するとともに、水防法制定時と社会構造等が大きく変化したことや、情報やIT機器の技術の進歩・高度化を踏まえた、水防法における今後の予測情報の提供を俯瞰する。

(1) 水防法の現状の理解

(水防法の目的)

- 水防法は、第1条にて、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的としている。
- 「水災(水災害)」とは、台風や暴風雨、豪雨などによる洪水、高潮、土砂崩れなどによる建物や家財、人的被害のこと

(水防法における水防警報の定義)

- 水防法は、第2条にて、「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいうと定義されている。

(水防法に基づく洪水・高潮の予測情報の情報提供)

○水防警報

- 国土交通大臣は、水防法第16条第1項により、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 第2項により、国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 第3項により、都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

○予想される水災の危険周知

- 市町村長は、水防法第15条の11により、当該市町村の区域内に存する河川のうち、洪水の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するように努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において“予想される水災の危険”を住民等に周知しなければならない。
- “予想される水災の危険”の周知は水防法の所掌であり、気象業務法には、水災の危険の周知(浸水位置・浸水深)等に該当する条文がない。

(水防警報:水防法に基づく洪水・高潮の予測情報提供)

- 水防警報は、水防法第2条の8により、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいうと定義されている。

(水防警報を活用する水防活動の定義)

- 水防活動は、水防法第9条から第32条の3により、河川の巡視、洪水予報、水位の通知及び公表、雨水出水に係る水位情報の通知及び公表、高潮による水情報の通知及び公表、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、避難の確保及び浸水の防止のための措置、浸水被害軽減区域の指定、標識の設置、予想される水災の危険の周知等、河川管理者の援助等、水防警報、決壊の通知、決壊後の処置、特定緊急水防活動、水防訓練。

2-2. 気象業務法における水災時の予測情報提供の現状

- 洪水・高潮の水災現象に対して、水防法で取り扱う予測情報と気象業務法で取り扱う予測情報は、情報提供の目的や提供する情報項目、提供される情報の活用場面(責務)が異なる。
- 気象業務法における洪水・高潮の観測・評価は、災害の予防への“寄与”を目的とした、河川・海岸工学の検討による河川・海岸の管理施設を考慮しない雨量や潮位・波高などの自然現象を観測・評価した(地球物理学的な)ハザード情報の提供である。
- 気象業務法は、水防法の目的である水災の警戒・防御や被害軽減のため、水防法に基づき提供する、河川・海岸の管理施設を考慮した河川水位や流量、高潮・高波によるうちあげ高、浸水範囲・浸水深などの予想される水災の危険の周知(水災リスク情報の提供)を目的としていない。
- 法律上も実務上も気象業務法で所掌することができない、水防法が所管し責務を有する水災の危険(リスク)に対して、気象業務法は責任を有することは不可能であり、また、責任を有する者に対して、良し悪しや許認可の権限を有することもできない。

(1) 気象業務法の現状の理解

(気象業務法の目的)

- 気象業務法は、第1条にて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的としている。
- 気象・水象の予測情報の提供により、災害の予防に“寄与”することが目的であり、水防法の所掌である水災の警戒・防御や被害軽減のための“水災の危険の周知”を目的としていない。
- すなわち、気象業務法により提供される予測情報(警報)は、避難行動の判断に“寄与”する一つの情報である。

(気象業務法に基づく洪水・高潮の予測情報の情報提供)

- 気象庁は、気象業務法第13条により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。また、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。そして、予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。
- 気象庁は、気象業務法第13条の2により、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

○予想される水災の危険周知

- 気象業務法は、災害の予防への“寄与”(避難行動に寄与する情報の提供)が目的であり、避難行動に直結する“水災の危険の周知(浸水位置・浸水深等の予測情報の提供)”とは異なる。
- 気象業務法では、予想される現象が著しく大きい場合に、一般の利用に適合する警報をしなければならないと規定されている。(気象業務法第13条の2)
- 著しく大きい場合の目安として、重大な災害の起こるおそれがある場合の降雨量その他について、基準を定めることとしている。(気象業務法第13条の2)
- すなわち、気象業務法の対象は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水などの自然現象の観測・予測であり、水防法が所掌する、その自然現象がどのような災害を引き起こすかの水災の危険(リスク)までは、所掌としていない。(所掌とすることは実態としてできない、困難である)
- 気象業務法(気象庁)が、水災の危険(リスク)まで対象とするために、河川管理者や海岸管理者の所管する施設情報や施設の運用情報、浸水が想定される地域の人口・資産の情報が必要であり、実務的に不可能である。
- 従って、気象業務法(気象庁)が所掌できない事項に対しては、責任を有することはできない。また、責任を有する者に対して、良し悪しや許認可の権限を有することもできない。

(2) 気象業務法における予測情報の提供の現状

(予測情報の共同発表)

- 気象業務法に基づく気象庁(气象台)と水防法・河川法に基づく河川管理者が共同で予測情報の提供を実施している。
- 気象庁(气象台)は、災害の予防への“寄与”する気象予測(降雨／台風経路・気圧・風向・風速、沖合の高潮・波浪)を発表することは可能であるが、気象庁(气象台)は、“予想される水災の危険”に資する河川の水位・流量、海岸線のうちあげ高の予測情報を発表することは不可能である。

3. 水防法の洪水時における今後の情報提供(推論/考え)

- 法律上も実務上も気象業務法で所掌することができない、水災の危険(リスク)に対して、気象業務法は責任を有することは不可能であり、また、水災の危険(リスク)に対して責任を有する者に対して、気象庁は良し悪しや許認可の権限を有することもできない。

(水防警報:水防法に基づく洪水・高潮の予測情報提供)

- 水防警報を規定する水防法第 16 条は、水防担当の国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理者や自治体は、水防活動や避難指示対応を行うことになり、水防警報は間接的に、一般(住民)に対して、あまねく広く通知・周知していることになる。
- 水防法制定時と社会構造等が大きく変化しており、土嚢積みの水防から、予測情報やIT機器を活用した避難が水防の主要な柱として、“水防活動”が実施されている。
- 昭和 30 年の気象業務法改正により実施することになった国土交通省(旧建設省)と気象庁による予測情報の共同提供は、当時は、洪水調節ダムも全国で建設途上であり、河川工学的な検討による洪水予測技術も直轄河川の一部での取組など発展途上であることから、当時の洪水予測は、自然現象を対象とした気象予報、気象実況、水位実況に基づく予測(地球物理学的予想)によるところが大きかった。
- その後、約 70 年が経過し、今日の都道府県管理も含めた全国の河川での洪水調節ダムや堰、調節池の河川施設の整備や、水位・流量等の観測体制の充実、観測精度の向上、観測データの収集・処理・提供技術の高度化が格段に進展し、河川・海岸工学に基づく洪水・高潮予測技術の高度化による水災の警戒・防御、被害軽減が実現されつつある。
- 上記の法の整理や水防活動の実態より、“水防警報”は、もともと“予測の概念を含むもの”として定義しているが、予測技術・情報提供技術の進歩・高度化により、予測と一体となった水防警報の提供と活用が実現可能となりつつある。

(気象業務法に基づく洪水・高潮の予測情報提供)

- 気象業務法に基づく予測情報の提供は、災害の予防への“寄与”を目的としており、自然現象を対象とした雨量や潮位・波高などの地球物理学的なハザード情報の提供に留まり、水災を警戒・防御し被害を軽減するための「予想される水災の危険」に基づく避難行動などの判断のための1つの情報に留まるものである。
- すなわち、雨量や潮位・波高などの現象の予想(予報)だけでは、「予想される水災の危険」を精度よく把握し周知することは困難である。
- 何故ならば予想される雨量や潮位・波高が大きくても、河川管理施設や海岸保全施設で防御することが出来れば水災は発生しない。
- 防災・減災の対応・行動は、河川管理施設や海岸保全施設の情報や当事者の立地情報、浸水予測情報などの総合的な情報により、判断がなされるものである。

<参考3>

(気象業務法第14条の2(昭和30年7月11日法律第61号改正により追加))

気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

(追加の背景・利用)

降水量等の水調査は、洪水予報業務に必要な外、治水事業の恒久対策として必要なものであり、洪水予報は治水事業、災害防止の応急対策として必要なものである。治水事業は近年著しい変化と発展を見せている。すなわち、従来の堰工事、砂防工事の外、洪水調節ダム建設が実現され、その一部は第1表のように完成すると共に、さらに第2表のように建設されつつあり、この外、農林省所管の防災調節池(ダム)の建設も数多くつくられている。

これは水を操作することによって治水を行うことを目的としたものであって、このようなダム建設は、電源開発ダム建設と共に洪水予報を従来通り行うことをできなくさせている。

すなわち、ダムの多い河川では従来のように単に気象予報、気象実況、水位実況に基づいて洪水予報を行うことは無理であって、洪水予報は、雨量、水位、流量の外、ダムの放水状況、河川の形状等を総合的に把握して行うことが必要となってきた。

このような点から治水関係機関と気象官署の有機的な結合の下に洪水予報を行う必要が生まれ、将来の水の総合管理制度を確立する第1歩として洪水予報制度を法的に確立する必要性が出来たのである。

すなわち、重要河川で水位、流量を量的に示して洪水予報を行う場合は、気象庁と建設省が共同して行うことになったのである。

前述のように治水事業の進展に伴い、洪水予報に関する施設の整備と洪水予報の法的制度を確立することが必要となったが、洪水予報は地球物理学的予想によるところが多いため、原則的には気象庁の責任とし、一部についてすなわち、水位、流量を量的に示す場合のみ、建設省と共同するという建前をとった。

出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著 第三章 予報及び警報、p52-p53

(共同発表に至る経緯と枠組み)

二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で国民経済上重要な河川については、前述のように洪水調節ダム等の施設が行われ、雨量、流量、水位、ダムの放水、河川の形状を総合判断し、水位、流量を量的に示して洪水予報を行う必要があるため、これらの河川については気象庁と建設省とが共同して行うことになった。

すなわち業務法第14条の2の第2項として、「気象庁は、水防法第10条第3項の規定により定められた河川について、建設大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。」と規定した。

しかしながら、重要河川の指定については、河川管理者側の建設大臣が運輸大臣に協議して定めるが、これを全部指定して今直ちに行うことは施設の整備状況から見ても種々の難点があるので、とりあえず洪水予報組織をつくっている次の河川に限定し、水理気象業務の整備拡充によりその施設の整備に応じ逐次追加することにした。

石狩川、北上川、最上川、阿武隈川、信濃川、阿賀野川、利根川

木曾川、淀川、大和川、紀の川、太田川、吉野川、筑後川

第 14 条の 2 の規定は、洪水予報が主として地球物理学的予想に負うところが多く、河川工学的なものを加味する建前と中小河川については、現段階では定性的な予報のみより望めないという点、気象庁は終日勤務制をとっている点、降雨の予想をもって洪水予報の第一段階とする点等から洪水予報については原則的に気象庁の責任として指定河川についてのみ共同責任としたのである。

なお、共同発表のための各種の分担は建設省と気象庁間の基本協定によって定められている。

出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著第三章 予報及び警報、p54

<参考4>

(S30 年の水防法改正の第 23 回国会参議院建設委員会議事録第 13 号(抜粋))

○説明員(和達清夫君:中央气象台長→S31 初代気象庁長官) p6

申し上げるまでもなく、わが国では小河川あるいは急流、あるいは比較的ゆるやかに流れる大河川などがたくさんあります。

一般に、洪水予報を定量的に行うことは非常に困難な仕事であります。従って、現在は洪水予報は原則的に中央气象台の単独の責任において行われておりまして、その予報も定性的なものが多いのであります。

しかしこの中で、大河川につきましては河川の状況が人工的に整備されておりまして、一度溢水しますとその被害は甚大なものがありますので、そのような重要な河川、これは全国で十二河川ありますが、このような重要な河川につきましては、河川管理を行っている建設省の地方機関と中央气象台が共同して数量的な洪水予報を行う必要があります、また現在そのようにして洪水予報を行っております。

しかしこの両者が共同して洪水予報を行うことにつきましては、従来法的根拠がなかったので、この法律を整備する必要がある訳であります。

右のような事情によって、今回洪水予報は原則として中央气象台の責任として、重要河川について水位及び流量を数量的に示して洪水予報を行う場合には、中央气象台及び建設省の共同責任とする制度を法的に整備いたしましたのであります。

これが現状と今回の法律の趣旨です。

○政府委員(米田正文君:河川局長→S31 建設技監→S33 建設事務次官) p9

大きく分けると、洪水予報と水防警報とここで分かれております。私ども建前では、洪水予報というのはやや時期が前ではありますが、水防警報となりますと、水防団が準備活動を始める体制になったときに水防警報になるのであります。

始めの洪水予報は二通りでございまして、中央气象台が一般的にやる洪水予報と、それから建設大臣と中央气象台とが共同して行う洪水予報と二つになるのでございます。

ですから、その建設大臣と中央气象台との共同予報をいたすものは、その川の名前は建設大臣と運輸大臣が協議してきめることになっておりますが、そういうごく重要な河川については両方で共同予報をする。

それから水防警報になりますと、もう水防活動を始める段階になって、非常に時期が切迫してきていおるときでございます。そのときには、建設大臣と都道府県知事がそれぞれ指定した河川について水防警報を行う、こういう建前でございます。

○説明員(北村純一君:中央气象台総務部長) p10

ただいまのお話でございますが、十条の二項に書いております通り、建設大臣と運輸大臣が協議して決めました河川につきまして、水位と流量を示して、行う予報及び警報については、共同責任があると思うのでございますが、その河川を含む地域におきましても水位、流量を含まないような予報、定性的な予報につきましては、中央气象台が単独でやるということになっていると思います。

水位、流量を示して定量的な予報、警報をやる場合に、運輸大臣と建設大臣と共同して責任を負わなければならない。だから、そういうものを含まないで、ただ定性的な予報、警報をやっております場合には、中央气象台が単独で責任を負う、こういう風に読めると思いますので、責任の紛淆(ふんこう:混乱)はないと思います。

○政府委員(米田正文君:河川局長→S31 建設技監→S33 建設事務次官) p18

これは洪水の予報をやるするには、気象の関係、水象の関係、いわゆる雨量、水位、流量というものを総合的に組立まして、それから洪水の判断をいたすのでございますから、その所管としては上流地域についての雨量等の気象の観測施設を持っております气象台と、それから下流の河川につきまして、その河川の中にもってあります建設省の水位量水標と、そういう施設が一体となって初めて完全な洪水予報ができますので、両省が協議いたしてきめるという建前をとっております。

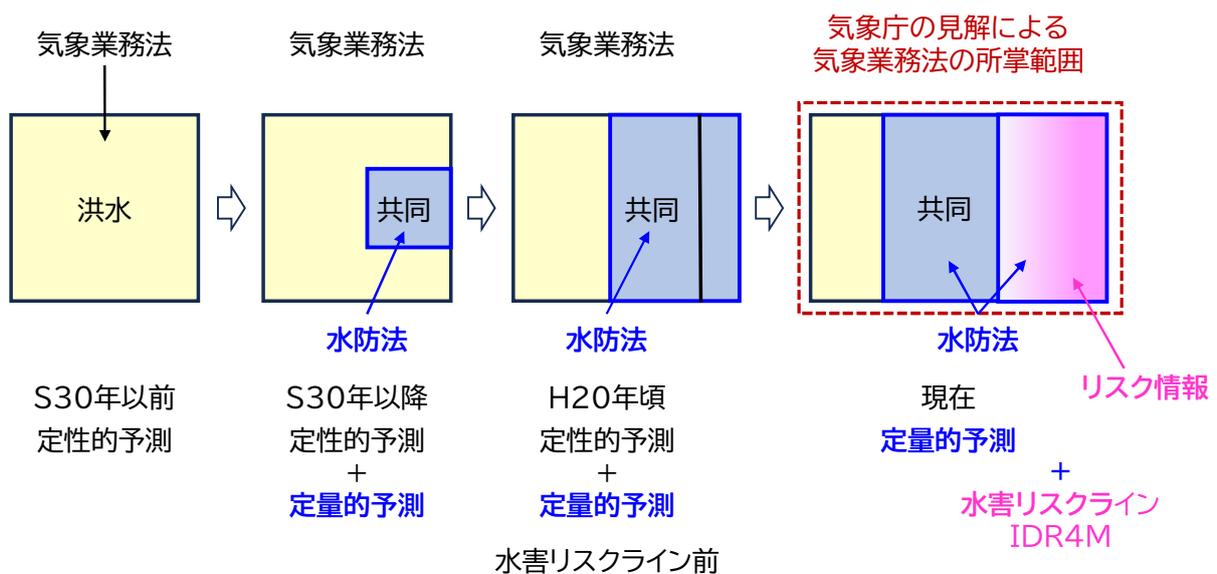


図-1 水位・流量予測に関する昭和 30 年の気象業務法・水防法改正からの変遷

4. 水防法と気象業務法における予測情報の違い

水防法と気象業務法における（1）予測情報の解析過程から見た実務上の所掌（役割分担）と（2）共同発表による提供の運用と役割分担に対する理解を以下に述べる。

- 昭和 30 年の気象業務法改正・水防法改正により実施することになった国土交通省(旧建設省)と気象庁による予測情報の共同提供は、当時は、洪水調節ダムも全国で建設途上であり、河川工学的な検討による洪水予測技術も直轄河川の一部での取組など発展途上であることから、当時の洪水予測は、自然現象を対象とした気象予報、気象実況、水位実況に基づく予測（地球物理学的予想）によるところが多いため、水位、流量を量的に示す場合のみ、建設省と気象庁の共同という体制となった。(p10 参考3、p11 参考4)
- 現在の予測情報の解析過程は、気象分野や河川工学、海岸工学の各専門分野の関係者が分担で実施しており、予測の精度・責任の全てを気象業務法(解析1の実施者である気象庁)に委ねることは実態と乖離している。
- 予測情報の解析過程を踏まえると、気象業務法(気象庁)は、気象予測情報、洪水予測情報の全てを担ってはいない。気象業務法(気象庁)が全責任を負えるのは気象の予報の部分である。
- 洪水予測の解析実施者は河川管理者であり、河川管理者が洪水予測の精度・責任を担っているのが実態である。
- 高潮(うちあげ高)予測の解析実施者は海岸管理者であり、海岸管理者が高潮予測の精度・責任を担っているのが実態である。
- 以上より、気象業務法が、全ての予測解析について責任を担うことは、解析の解析過程から所掌外について担うことになり、実態と乖離しているとともに、実務上も不可能である。

4-1. 予測情報の解析過程から見た法律の所掌(役割分担)

(予測情報の解析過程における役割分担の実態)

洪水・高潮の予測情報は、河川管理者や海岸管理者が、気象庁(気象台)が実施する地球物理学的な気象解析を基に、地形や施設情報、施設運用情報を用いた解析を行い算出される。

予測の解析・情報提供には、複数の者が関わり、各々の所掌にて責任を担っている。

以下に、予測情報の解析過程と関係者、役割分担の実態について示す。

○予測情報の解析過程

- 洪水(水位・流量)の予測情報は、気象庁が気象解析し提供される気象予測(降雨)を用いて、河川管理者(国土交通省や都道府県)が、河道や堤防の施設情報、ダムや調節池、排水機場の施設運用情報を用いた流出・流下解析を行い、提供している。
- なお、第2期SIPでは、アンサンブル予測を用いた長時間の洪水予測(水位・流量)、全国版RR Iモデルによる空間解像度125m/6時間先までの洪水予測(水位・流量・氾濫範囲・浸水深)を実現している。
- 高潮(潮位・波浪)の予測情報は、気象庁が気象解析し提供される気象予測(台風経路・気圧・風向・風速)を用いて、気象庁が実施する高潮・波浪解析による沖合の潮位・波浪予測を提供する場合と、海岸管理者が実施する高潮・波浪解析による沖合の潮位・波浪予測をする場合がある。
- 加えて、海岸管理者(都道府県・直轄海岸)は、沖合の潮位・高潮予測を用いて、海岸線の地形や港湾施設・漁港施設の施設情報、海岸堤防や海岸保全施設の施設情報を考慮した高潮・波浪変形解析により、海岸堤防前面の潮位・波高、うちあげ高の予測値を提供している。
- なお、第2期SIPでは、気象庁が気象解析し提供されるアンサンブル気象予測を用いて、三大湾(東京湾、伊勢湾・三河湾、大阪湾)を対象に海象(潮位・波浪、越波・越流)解析により5.5日先の長時間の高潮・高波予測(潮位・波高)、東京湾の川崎市を対象にした3.3m空間解像度によるリアルタイム浸水予測を実現している。

○役割分担の実態

- 気象庁が気象解析し提供している気象予測(降雨／台風経路・気圧・風向・風速)は、解析に加え、解析の精度保証、解析結果の理解・取扱も気象庁が担っている。：気象業務法
- 河川管理者が解析し提供している河川予測情報(水位・流量)は、解析の責任を河川管理者が担うが、解析結果の理解・取扱は提供を受ける水防管理者が担っている。：水防法
- 以上より、気象業務法(気象庁)は、気象予測情報、洪水予測情報の全てを担ってはいない。気象業務法(気象庁)が実務上から全責任を負えるのは気象予測のみである。

(参考)

- 前述までの検討における、水防法と気象業務法の目的の違い、法目的を達成するための提供または周知する予測情報の違い、並びに予測情報の解析過程の所掌区分の実態の整理結果を踏まえ、予測情報提供の枠組みの中で、予測情報の所掌と責任の区分を明確にすることが重要である。
- 責任区分の視点から見た水防法と気象業務法の所掌・責任の関係を図-1に示す。
- 予測情報の解析過程における関係機関の責任・所掌区分の実態を図-2に示す。
- 両図に示すとおり、関係機関の責任・所掌は明確に区分されている。

気象業務法

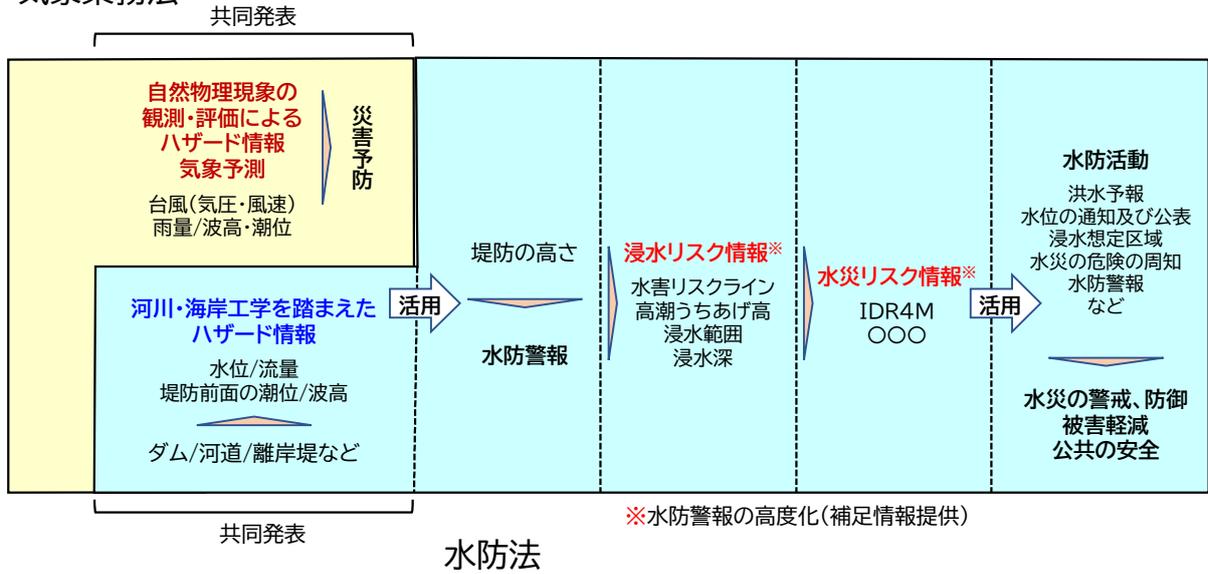


図-2 責任区分の視点から見た水防法と気象業務法の所掌・責任の関係

	気象庁	気象庁	国土交通省			国土交通省
	(情報提供)	解析1	解析2		(情報提供)	
	予報	気象 自然物理現象の ハザード情報	河川/水路/海岸/下 水道の施設	河川・海岸工学を 踏まえた ハザード情報	浸水 リスク情報	予測
責任 (役割)	災害の予防に寄与する 気象予測の提供 (気象業務法 第1条(目的))		水災の警戒・防御、被害の軽減に寄与する 水災の危険の周知 (水防法 第1条(目的))			
洪水	解析数値に基づく判断により考慮すべき事項を提供 ⇒理解・取扱は公的責任	気象(雨量)予測	河道・ダム・遊水地・ 排水機場・水門等	水位・流量	浸水深 浸水範囲	解析数値の提供 ⇒理解・取扱は自己責任
内水: 窪地	気象(雨量)予測	同上	水路・排水機場・水門等	水位・流量	浸水深 浸水範囲	同上
内水: 下水道	気象(雨量)予測	同上	下水管路・ポンプ場	管路水位・流量	浸水深 浸水範囲	同上
高潮	気象(台風経路・気圧・風向・風速)予測 沖波(潮位・波高)	同上	海岸保全施設(防波堤・離岸堤・堤防等)	海岸線(堤前)の 潮位・波高 うちあげ高 越波量	浸水深 浸水範囲	同上
	責任を所掌		共同発表			責任を所掌

自然物理現象の観測・評価

目的・内容が異なる全く別物の予測情報を共同発表

河川・海岸工学を踏まえた公物管理と一体となった水災の危険に関する評価

図-3 予測情報の解析過程における責任・所掌区分の実態

○役割分担の法律上の理解

気象業務法

- “気象業務法の予測”は、全国一律(国土全体を対象空間とし)、一定水準以上の物理的予測を一般に周知するもの。
- 気象業務法は、予測を実施する者と予測情報の発信・提供者は同一の者であり、両方の責任を一つの者で担う。
- 予測を実施する者(民間)に対しては、一定水準以上の技術を有する事を確認した上で、実施の認定を行う。(許認可)
- 気象予測業務の民間開放は、民間気象会社が第1責任者となる、このため一定水準以上の物理的予測が実施可能であるか許認可対象となる。
- 水防法が所掌する(役割・責任を有する)“水災の危険(リスク)”の把握に対して、この考え方を拡大援用し、施設情報等を所持または把握していないため、気象庁も民間気象会社も予測・評価を実施することが不可能な河川予測情報(水位・流量)や高潮予測(うちあげ高):水災リスク情報を、気象業務法(気象庁)により許認可の対象としようとする考え方は、前述の予測情報の生成過程の役割や責任の実態と乖離している。

水防法

- 水防警報並びに水災の危険の周知(浸水位置・浸水深)等の提供は、①“水防警報”(予測)の責任を担う者と、②“水防警報”(予測)の予測解析実務を担う者、③“水防警報”(予測)の情報伝達・手法/手段の者がおり、各々の者の責任を区別した整理が妥当(合理的)と考える。

(気象業務法と水防法の洪水・高潮の予測情報の違い) :再掲

- 気象業務法に基づき、気象庁は、災害の予防への“寄与”する気象予測(降雨/台風経路・気圧・風向・風速)を解析し提供している。(図の解析1)
- 河川法に基づき、河川管理者は気象庁が解析した気象予測(降雨)を用いて、施設管理のために河川予測情報(水位・流量)の解析を実施し、水防法に基づき、水災の警戒・防御並びに被害の軽減に寄与する“水災の危険の周知”のため、水防管理者はその解析結果を水防警報に活用している。(図の解析2)

(気象業務法と水防法の洪水・高潮の予測情報提供の違い) :再掲

- 気象業務法は、予測を実施する者と予測情報の発信・提供者は同一の者であり、両方の責任を一つの者で担う。
- 水防法は、①“水防警報”(予測)の責任を担う者と、②“水防警報”(予測)の予測解析実務を担う者、③“水防警報”(予測)の情報伝達・手法/手段の者による分担となっている。

4-2. 共同発表における提供の運用と役割分担

- 水防法と気象業務法が提供する予測情報の共同発表は、各々の法目的を実施するために提供する全く別物での予測情報であり、水防法は河川・海岸工学を踏まえた公物管理と一体となった水災の危険に関する評価、気象業務法は自然物理現象の観測・評価という法的所掌分担を明確に区分しつつも、情報利用者に対する利便性に配慮し、発表のタイミングと方法を共同という仕組みにしたものである。(出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著第三章 予報及び警報、p54)
- 共同発表における気象庁(気象台)の所掌(責務)は、災害の予防への“寄与”を目的とした気象予報、気象実況、水位実況に基づく、ダム放水、河川の形状等の河川工学的な要素を加味しない雨量、流量、水位等の気象・水象(降雨・台風)の予測情報(災害予防に寄与する(ハザード)予測情報)の提供である。
- 共同発表における水防管理者の所掌(責務)は、河川管理者(海岸管理者)の協力・指示のもと、水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした、洪水予報、水位の通知及び公表、避難の確保及び浸水の防止のための措置、水防警報の通知、「予想される水災の危険」の住民への周知等である。具体的には、地先の被害の程度(リスク)に直結する洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の(ハザードまたはリスク)予測情報の提供である。

(予測情報の共同発表)

○水防法第10条(国の機関が行う洪水予報等)の解釈・運用

- 洪水のおそれがあると認められる時は、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 第10条の主語は、水防担当大臣である国土交通大臣。
- 水防管理者への通知、一般への周知の第一の責任者は、水防担当大臣である国土交通大臣。

○水防法第10条(国の機関が行う洪水予報等)の2の解釈・運用

- 2 国土交通大臣は、指定河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を知事に通知。これを一般に周知。

○気象業務法第13条(予報及び警報)の解釈・運用

- 第13条1で、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない、とあるがあくまでも地球物理学的予測情報である。
- 第13条2 津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる、とあるがこれもあくまでも地球物理学的予測情報である。

○気象業務法に対する解釈・運用

- 気象庁長官の役割は、水防担当大臣である国土交通大臣が行う水防管理者への通知、一般への周知への協力。なぜならば、気象業務法(気象庁)では、法律上も実務上も水位又は流量を示すことはできないため。

(共同発表の伝達責任者の一元化の経緯)

気象警報等については、法第 15 条にその目的に応じ、それぞれの通知先とその伝達確保の方法が規定してあるが、その通知すべき警報の種類に洪水警報を加えたと共に通知先に都道府県知事及び建設大臣を加えたのである。

なお、共同発表の洪水予報のうち洪水警報で日本電信電話公社を通じて市町村に通知するものはその法的伝達責任者として気象庁が負うことになった。これは警報の通報責任者の一元化に発表の混乱を防止するのが目的であるが、日本電信電話公社側の便宜等を考慮したことによるものである。

なお、都道府県知事等に対するものは、現地の担当官署間の協議によって共同又は分担して発表されることになる。

出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著第三章 予報及び警報、p54

(予測情報の共同発表の役割分担)

- 予測情報の共同発表とは、水防法に専管的に規定される水防活動の実施及び水災被害の軽減にあたる水防担当大臣である国土交通大臣が、気象業務法に規定する地球物理学的ハザード情報を入手し、水防法に規定する施設依存型ハザード情報と一体的かつ統合的に処理して解析される水災リスク情報(水災リスクの周知に資する情報)を、水防活動に活用する法的枠組みを踏まえて、国土交通大臣と気象庁長官の共同発表という形式をとったものである。
- すなわち、それぞれの法的所掌分担を明確に区分しつつも、情報利用者に対する利便性に配慮し、共同発表という仕組みにしたものである。以下、次に示す2つのグループに分けて整理した。

■「ハザード」グループ(気象庁と国交省の共同発表)

- 気象業務法の「災害(水害)の予防への寄与」の目的のための地球物理学的ハザード情報と、水防法の「避難の確保、浸水の防止」の目的のための施設依存型ハザード情報の2つのハザード情報を気象庁と国土交通省が共同発表。

水防法第 10 条(国の各機関が行う洪水予報)

気象庁長官は洪水のおそれがあると認められるときは、国土交通大臣、都道府県知事に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

国土交通大臣は指定河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、都道府県知事に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

水防法第 11 条(都道府県知事が行う洪水予報)

都道府県知事は指定した河川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

■「水災による被害」グループ(国交省単独の発表)

- 水防法の「避難の確保、浸水の防止」の目的のため、水防警報及びその補足情報として、浸水リスク情報、水災リスク情報を、国土交通省が発表。
- 「水防警報」とは、水防法2条8により、“洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう”、と定義されており、「水防警報」の定義には、“リスク”の概念が含まれると考えるべき。

水防法第1条(目的)

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減

(参考)

表-1 水防法と気象業務法に基づく共同発表、並びに水防法に基づく発表の目的・所掌

	「ハザード」グループ	「水災による被害」グループ
発表形式	気象庁と国交省の共同発表	水防担当大臣の国交省単独発表
目的	災害の予防への寄与	避難の確保、浸水の防止
情報	(予報:気象・水象に関するハザード情報) ・自然物理現象の観測・評価によるハザード情報:気象業務法 ・河川・海岸工学を踏まえたハザード情報:水防法	(水防のための情報提供) ・水防警報 ・水防警報の補足情報 ⇒浸水リスク情報(予測含む) ⇒水災リスク情報(予測含む)
根拠	気象業務法第13条(予報及び警報) ・気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない ・これを公衆に周知させるよう努めなければならない	水防法第16条(水防警報) ・相当な損害が生ずるおそれがあると認め指定したものについて、水防警報をしなければならない ・水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない
課題	・ハザード情報に関する責任区分の明確化 ・洪水予報指定河川以外で実施する場合	
その他		

5. 洪水・高潮の予測情報提供の本来のあるべき姿

- ① 水防管理者の所掌(責務)は、水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした、災害の発生のおそれがある場合の“予想される水災の危険”の周知、すなわち地先の被害の程度(リスク)に直結する洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の(ハザードまたはリスク)予測情報の提供である。
- ② 上記の地先の被害の程度(リスク)に直結する予測情報は、河川や海岸管理者の協力のもと、地域の地形や河川や海岸の管理施設の立地や運用等を考慮した河川工学・海岸工学をもとに観測・評価されるものであり、河川法・海岸法の公物管理と水防法・特定都市河川法が一体となり運用することにより実施可能な予測情報である。
- ③ 水防法と気象業務法が提供する予測情報の共同発表は、各々の法目的を実施するために提供する全く別物の予測情報であり、水防法は河川・海岸工学を踏まえた公物管理と一体となった水災の危険に関する評価、気象業務法は自然物理現象の観測・評価という法的所掌分担を明確に区分しつつも、情報利用者に対する利便性に配慮し、発表のタイミングと方法を共同という仕組みにしたものである。(出典:「気象業務法の解説」S32 吉谷源吾著第三章 予報及び警報、p54)
- ④ 共同発表における気象庁(気象台)の所掌(責務)は、災害の予防への“寄与”を目的とした気象予報、気象実況、水位実況に基づく、ダムの放水、河川の形状等の河川工学的な要素を加味しない雨量、流量、水位等の気象・水象(降雨・台風)の予測情報(災害予防に寄与する(ハザード)予測情報)の提供である。
- ⑤ 共同発表における水防管理者の所掌(責務)は、河川管理者(海岸管理者)の協力・指示のもと、水災の警戒・防御や被害軽減を目的とした、洪水予報、水位の通知及び公表、避難の確保及び浸水の防止のための措置、水防警報の通知、「予想される水災の危険」の住民への周知等である。具体的には、地先の被害の程度(リスク)に直結する洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の(ハザードまたはリスク)予測情報の提供である。
- ⑥ 以上より、河川管理者・海岸管理者が、水防法に基づく責任のもと、洪水(水位・流量)・高潮(うちあげ高)の予測情報を解析し、水防法のもと、水防管理者が情報提供することが本来の姿であり、気象業務法に基づく許認可の対象となるものではない。

○「水防警報」を軸とした枠組みで説明シナリオを構築する

- “水防法の予測”は、水防を担う国土交通大臣(又は都道府県知事)が、水防のための情報(施設依存型予測情報)を水防管理者へ通知、防災活動を担う自治体へ通知(結果として→一般へ周知)するものである。
- 水防法は、①“水防警報”(予測)の責任を担う者と、②“水防警報”(予測)の予測解析実務を担う者、③“水防警報”(予測)の情報伝達・手法/手段の担う者がおり、各々の者に、責任が区分して発生している。
- 従って、「水防警報」の情報提供の責任は、国土交通大臣(又は都道府県知事)が担うとの考え方であり、情報の品質管理は情報提供である国土交通大臣(又は都道府県知事)が担う。

- 例えば、自治体がコンサルタントに水防警報のための予測情報の解析実施を外部委託して“水防警報”(予測)の通知・周知を実施したとしても、責任を担うのは自治体となる。
- 予測解析を実施するコンサルタントは委託者の責任と指示のもと解析を代行実施しており、コンサルタントは気象業務法の許可を受けることは不要と考える。
- 「水防警報」は、もともと“予測の概念を含むもの”として定義しているが、技術の進歩・高度化により、より高度な予測が実現可能となりつつある。
- 「水防警報」には、「リスク」は含まれていると考えられる、また「リアルタイムのリスク予測」は、水防警報に含まれる、または水防警報の補足情報と位置付けて整理することが可能である
- ⇒ 例えば、早稲田大学・関根教授の東京都の地下浸水のリアルタイム予測がこれに該当する

○ 上記の考え方を、洪水予報指定河川以外に適用する場合には、下記の課題がある。

→(対応①)洪水予報指定河川の指定を中小河川に拡大中

→(対応②)水防警報の枠組みで情報提供するスキームでの対応

【参考】 京都府のRRIモデルを用いたリアルタイム予測

- 現在は試験共用とし京都府から自治体へリアルタイム洪水予測を提供
- 本格運用に際しては、洪水予報指定河川の指定を行い実施する枠組みでないと気象業務法に抵触との指摘がくる

(「ハザード情報」とは)

- 水災害を引き起こすおそれがある外力(台風(気圧・風速等)や雨量・潮位・波高)の大きさや発生タイミングを表す情報
- 地球物理学的な自然現象(気象や水象・海象)のみで定まるハザード情報(外力)と、それらのハザードをもとに河道・堤防、ダム、調節池、海岸保全施設等の影響を考慮した施設依存型のハザード情報(外力)の2つがある

(「リスク情報」とは)

- ハザード情報をもとに想定される社会的影響をリスクと言い、これに関する情報
- 地球物理学的なハザード情報、施設依存型ハザード情報により、河川や海岸の堤防の高さを越えて浸水する可能性を示す浸水(可能性)リスク情報と、浸水により人命や資産・施設等の被害が発生する可能性を示す水災(可能性)リスク情報の2つがある。
- リスク情報については、自然災害に関する「リスク」の定義が様々あり(用語の定義参照)、現時点では水防法上で定義することが難しいと見込まれることから、水防法では明記しない形で、運用上の補足情報として整理することが適当である。

(リアルタイム浸水予測)

- 水防法第 10 条2には、既に「はん濫した後」にはん濫により浸水する区域及び水深を示し通報、周知することとなっている。
- 10 条 2 を改正して、「はん濫する前」にはん濫の予測を明記するよう改正する。
- このはん濫予測情報は施設依存情報であり、国交省水局が情報を生成し、形式的に気象庁と共同発表とする。

○予測技術(水防警報・水災情報)の高度化の現状

- 災害発生時には、市町村に気象情報、特別警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、雨量・水位観測データ、水防(消防)団員・住民からの通報など多種多様で膨大な災害・防災情報が提供・伝達される。
- しかしながら、情報過多の中で重要情報が欠落したり不十分であったりあるいは情報間の関連性についての知識・理解不足などによって、非常時において市町村長が的確かつタイムリーに避難勧告・指示等の判断ができない場合が多いのが実態である。
- このため、過去の膨大な災害・防災情報のデータと避難勧告等発令事例、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの静的リスク情報、実際の災害時の気象情報、河川情報(予測シミュレーション情報を含む)、自動車通行状況、人の移動状況、斜面等の動態状況、水防団員等からの情報などのリアルタイム動的情報について、避難勧告発令や緊急活動の判断に必要な情報を選別・抽出した上で、ビッグデータ分析・機械学習・深層学習などの AI 技術を活用し、市町村長が住民等に対して避難勧告・指示等の発令判断をタイムリーに、またその発令エリア(学区単位等)を的確に指示し判断が行える、情報を提供する「避難判断・誘導支援システム」の研究開発が、内閣府の総合科学イノベーション会議において実施された SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第 2 期において実用化できる水準まで進められた。
- 現行の水防法等の発令基準(災害種別、定量的・定性的基準)と一体的なシステムとすることにより、市町村長へ信頼性の高い根拠に基づいた支援を行い、避難判断に必要な情報の欠落等を無くして確実性の向上が図られるとともに、10 分以内の短時間で迅速に解析を行うことにより、避難勧告等の発令判断に遅れが発生しないようにすることが実現可能となっている。また、発令エリアを細かく特定することで、確実な避難に結びつけることも可能となっている。

■用語の定義

用語	定義	出典
ハザード情報	台風や集中豪雨による洪水の大きさなどの災害を引き起こす恐れがある自然現象の大きさ ①地球物理学的な自然現象(気象や水象・海象)のみで定まるハザード情報(外力)と、②それらのハザードをもとに河道・堤防、ダム、調節池、海岸保全施設等の影響を考慮した施設依存型のハザード情報(外力)の2つがある	文部科学省地震調査研究推進本部より引用し、本研究会にて追記
・自然物理現象の観測・評価によるハザード情報	水災害を引き起こすおそれがある外力(台風(気圧・風速等)や雨量・潮位・波高)の大きさや発生のタイミングを表す情報	本研究会にて新たに定義
・河川・海岸工学を踏まえたハザード情報	水災の防御や被害軽減のための水災の危険を周知する河川水位や流量、高潮・高波によるうちあげ高、浸水範囲・浸水深などの予測情報	本研究会にて新たに定義
リスク	リスクの学術的定義は、ハザード(外力)×エクスポージャー(暴露)×バルネラビリティ(脆弱性)である。	
リスク	リスクマネジメントに関する国際標準規格 ISO31000 では、リスクを「目的に対する不確かさの影響」と定義し、3つの注記が記されている。 また、リスクを特定するためには「目的」を明確にしなければならない。 1)影響とは、期待されていることから乖離することを指し、好ましいもの(プラス)／好ましくないもの(マイナス)の両面が存在すること、機会または脅威を示したり、創り出したり、もたらしたりすることがあり得る、と考える。 2)リスクの目的は、さまざまな側面を持ち、さまざまなレベルで適用されることがある。 3)一般に、リスク源、起こりうる事象、およびそれらの結果ならびに起こりやすさ、として表される	ISO31000
リスク情報	ハザード情報をもとに想定される社会的影響をリスクと言い、これに関する情報 地球物理学的なハザード情報、施設依存型ハザード情報により、河川や海岸の堤防の高さを越えて浸水する可能性を示す①「浸水(可能性)リスク情報」と、浸水により人命や資産・施設等の被害が発生する可能性を示す②「水災(可能性)リスク情報」の2つがある	文部科学省地震調査研究推進本部より引用し、水防法第15条の1を参考に新たに定義

・浸水リスク情報	河川や海岸の堤防の高さを越えて浸水する可能性を示す浸水(可能性)リスク情報	水防法第 15 条の1を参考に新たに定義
・水災リスク情報	浸水により人命や資産・施設等の被害が発生する可能性を示す「水災(可能性)リスク情報」	水防法第 15 条の1を参考に新たに定義
水災の危険の周知	浸水により人命や資産・施設等の被害が発生する可能性を示す水災(可能性)リスク情報の周知	水防法第 15 条の1
水防活動	河川の巡視、洪水予報、水位の通知及び公表、雨水出水に係る水位情報の通知及び公表、高潮による水情報の通知及び公表、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、避難の確保及び浸水の防止のための措置、浸水被害軽減区域の指定、標識の設置、予想される水災の危険の周知等、河川管理者の援助等、水防警報、決壊の通知、決壊後の処置、特定緊急水防活動、水防訓練	水防法第9条から第 32 条までに記載の活動
水防警報	<ul style="list-style-type: none"> ・河川が所定の水位に達した際に、防災機関(水防団や消防機関など)の出動の指針とするために発表されるもの 国土交通大臣(あるいは知事)が単独で発表 ・水防警報は、気象予報、洪水予報に基づき、または水位、流量、河川工作物等の状況を観察して、水防活動を行う必要の有無を判断して行う。(洪水予報とは分けて規定) ・また、水防警報は河川の大きさに関係なく国民経済上の損害の大きいものについて行う。さらに湖沼及び海岸についても行うのであり、国土交通大臣が気象庁長官と共同で行う洪水予報を行う区域より対象が広いことに留意。 ・なお、水防警報は、都道府県を通じて水防管理者や関係機関に通知しなければならないが、一般周知の規定はない。 ・国土交通大臣が重要な区域について水防警報を行うことにしたのは、国土交通大臣は河川法に基づき一級河川の管理を行う河川管理者でもあり、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の整備の状況等を最もよく把握していることなどから、当該河川、湖沼又は海岸について、水防警報を行うことが適当であるからである。 ・二級河川の管理を行う都道府県知事も同様。また第三条の六の規定により、都道府県は水防管理団体の水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有している。 	水防法第 16 条 ・第 17 条
洪水予報	・第十条第一項の気象庁長官による洪水、津波又は高潮に係る予報は、昭和 27 年に気象業務法が制定された際も存置。	水防法第 10 条 ・第 11 条

	<p>第十条第二項の国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報は、昭和 30 年の水防法改正により新たに設けられた。</p> <p>・的確な洪水予報を行うためには、予想雨量、実雨量、台風の規模等の気象状況、河川の水位及び流量、河川工作物の状況等を総合的に判断する必要。気象状況の観測については気象庁の所掌事務、河川の水位及び流量の観測、河川工作物の状況等の調査は国土交通省の所掌事務であり、それぞれ調査、観測を行っていることから、両者が協力することで目的を達成。(互いに役割を持ち共同作業)</p> <p>・なお、第十条第一項、第二項とも、「必要に応じ報道機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」とある。</p>	<p>気象業務法第 13 条、第 14 条、第 15 条</p>
被害想定内の出来事	Incident、Emergency	東京海上日動リスクコンサルティング(株)
想定外及び想定以上の出来事	Crisis、Disaster、Catastrophe	東京海上日動リスクコンサルティング(株)

昭和二十四年法律第九十三号
(令和五年法律第三十七号による改正)
水防法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五

項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられ

るときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道

道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認

められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状態を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であって、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定

した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のう

ち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水

防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域

若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事においては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。**(高潮浸水想定区域)**

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村においては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指

定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪

水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五條に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五條の二 前條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管

理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五條の三 第十五條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五條の四 第十五條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、

当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めると

ころにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事

- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖繩気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波

又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りの機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消

防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理

団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気になる若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務

組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
二 第二十条第二項の規定に違反した者
三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定

区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月一日法律第一四〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年七月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年六月一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年五月一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月一日法律第八号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和四十七年六月二三日法律第九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年一月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第

十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）

で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」とい

う。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定に

よってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一月二四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条

(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第四百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年―一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。))と、同項第一号中「第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。))とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。))とあるのは「洪水時」と、「洪水時等」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに

第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条

を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)

及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月三十一日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。